

# 広島県教育委員会会議録

令和3年2月2日

広島県教育委員会

# 広島県教育委員会会議出席者名簿

令和3年2月2日（火） 13：00開会

15：37閉会

## 1 出席者

教育長	平	川	理	恵
委員	細	川	喜	一郎
	中	村	一	朗
	志々	田	ま	なみ
	近	藤	い	ずみ
	菅	田	雅	夫

## 2 欠席委員

なし

## 3 出席職員

教育次長	長谷川	信	男
管理部長	池田	克	輝
学びの革新推進部長	富永	六	郎
総括官（乳幼児教育・教育支援）	津島	伊	保
参	生	田	徳
理	榊	原	恒
総務課長	江	原	透
秘書広報室長	糸	崎	誠
教職員課長	山	田	哲
文化財課長	白	井	比
義務教育指導課長	重	森	栄
個別最適な学び担当課長	高	尾	俊
特別支援教育課長	三	浦	直
生涯学習課長	田	坂	嘉

## 教育委員会会議定例会日程

			頁
日程第1	会議録署名者について		1
日程第2	第6号議案	「県立特別支援学校における教育環境の充実・整備計画－今後の教育環境整備の方針－」について	1
日程第3	第7号議案	「特別支援学校就職サポート隊ひろしま」推進企業の表彰について	5
日程第4	報告・協議2	広島県教員等資質向上指標について	6
日程第5	第1号議案	令和3年広島県議会2月定例会に提案される教育委員会関係の議案に対する意見について	10
日程第6	第2号議案	知事の専決処分に対する意見について	10
日程第7	第3号議案	令和2年度広島県教育賞及び広島県教育奨励賞の受賞者について	10
日程第8	第4号議案	令和2年度メイプル賞（第2回）の受賞者について	10
日程第9	報告・協議1	令和4年度広島県・広島市公立学校教員採用候補者選考試験について	10
日程第10	第5号議案	教職員人事について	10

平川教育長： ただ今から本日の会議を開きます。

今回の会議は、12月12日から実施しております広島県広島市新型コロナ感染拡大防止集中対策の実施期間が延長になったことを踏まえまして、委員の皆様には、最寄りの県関係機関に御参集いただき、ウェブ会議での形での開催とさせていただきます。

なお、ウェブ会議の性質上、通信状況が不安定になる場合も想定されるため、会議後に採決内容を確認する書面、教育委員会会議定例会と書いてございますA4の紙に記名していただくこととしております。あらかじめ御了承のほどをお願いいたします。

また、ウェブ会議のため、説明者も座ったままでの説明になりますので、御了承のほどをお願いいたします。

それでは、日程に入ります。

まず、会議録署名者の件ですが、本件は会議規則第22条の規定によりまして、私から御指名申し上げます。

会議録署名者として、中村委員及び志々田委員を御指名申し上げますので、御承諾のほどをお願いいたします。

( 承 諾 )

平川教育長： ありがとうございます。

本日の会議議題は、お手元のとおりです。

議題のうち、公開になじまないものがあれば、最後に回して審議をしたいと思いますが、いかがでしょうか。

細川委員： 第1号議案及び第2号議案は、議会提案前の内部検討を行うものであり、第3号議案及び第4号議案は、表彰者の選考に関する案件であり、第5号議案は、個別の人事に関する案件であり、報告・協議1は、内部検討を行うものですから、審議は非公開が適当ではないかと思えます。

平川教育長： ほかに御意見はありませんか。

( な し )

平川教育長： それでは、ただ今の細川委員の発議について採決いたします。

第1号議案の令和3年広島県議会2月定例会に提案される教育委員会関係の議案に対する意見について、第2号議案の知事の専決処分に対する意見について、第3号議案の令和2年度広島県教育賞及び広島県教育奨励賞の受賞者について、第4号議案の令和2年度メイプル賞（第2回）の受賞者について、第5号議案の教職員人事について、報告・協議1の令和4年度広島県・広島市公立学校教員採用候補者選考試験については、公開しないということに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

平川教育長： 全員賛成と認めます。

したがって、本日の議題は、第1号議案、第2号議案、第3号議案、第4号議案、第5号議案及び報告・協議1を公開しないで審議することといたします。

第6号議案 「県立特別支援学校における教育環境の充実・整備計画－今後の教育環境整備の方針

－」について

平川教育長： それでは、第6号議案、「県立特別支援学校における教育環境の充実・整備計画－今後の教育環境整備の方針－」について、三浦特別支援教育課長、説明をお願いいたします。

三浦特別支援教育課長： 私からは、第6号議案、「県立特別支援学校における教育環境の充実・整備計画－今後の教育環境整備の方針－」について御説明いたします。

資料2点、概要を示した両面刷り1枚物と、方針本体である左とじの2点でございます。概要を示しました「県立特別支援学校における教育環境の充実・整備計画－今後の教育環境整備の方針－」についての1、要旨を御覧ください。令和2年2月に改訂した

「広島県特別支援教育ビジョン」では、推進方針の一つとして知的障害のある児童生徒の増加に対応した教育環境の整備を位置付けております。この施策を確実に実施するため、整備の方針を策定することにいたしました。

(1) 整備方針策定の趣旨を御覧ください。特別支援学校の教育環境の充実・整備は、長期的かつ全局的な視点に立って計画的に行う必要がございます。本方針に基づいて特別支援学校の狭隘化を速やかに解消し、本県が目指す特別支援学校の姿、具体的には幼児児童生徒が広島で学んでよかったと思えるような安全で安心、かつ卒業後の自立と社会参加に向けた十分な学習環境が整備された特別支援学校、障害の重度・重複化、多様化を踏まえ、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた指導を行う特別支援学校、障害の有無やその他の個々の違いを認め合いながら、様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成に寄与する特別支援学校の実現を図りたいと考えております。

続きまして、(2) これまでの教育環境整備の取組及び状況についてでございます。図1に示すとおり、子供の数が減少傾向である一方、本県の特別支援学校在籍者数は増加し続けており、平成19年度から令和元年度の12年間で746人増となっております。とりわけ知的障害者を対象とする特別支援学校小学部の在籍者数が増加しております。近年、発達に課題のある子供とその家族が、乳幼児期から発達支援を受けられる体制が整備されるようになってきました。その結果、子供の発達、育ちに対する保護者の意識がより一層高まるとともに、保護者がより早い段階から教育的ニーズに応じた支援を希望するようになったことが、小学部在籍者数の増加につながったと推測されます。

本県では、これまで平成20年7月に策定しました「広島県特別支援教育ビジョン」に基づきまして、聴覚障害者を対象とした特別支援学校や肢体不自由者を対象とした特別支援学校に知的障害部門を設置し、複数の障害種別に対応した学校に再編したり、元自彊高等学校跡地に福山北特別支援学校を移転・開校したり、教室不足が見込まれる知的障害特別支援学校に校舎を増築したりするなどしてまいりました。これら取組によって、狭隘化が緩和された学校がある一方で、特別教室等を普通教室に転用せざるを得なかったり、教室を分割せざるを得なかったりする学校もあり、狭隘化の解消は喫緊の課題となっております。

続きまして、裏面の(3) 県立知的障害特別支援学校在籍者数の今後の予測を御覧ください。図2は、県立知的障害特別支援学校在籍者数の今後の予測を示しております。令和11年度までに約400名の在籍者数の増加が見込まれており、計画的な教育環境の充実・整備が求められます。このことから、教育環境整備の方針といたしまして、各県立知的障害特別支援学校の狭隘化、将来推計の状況を踏まえ、優先順位をつけて教育環境を整備する、特別教室の転用や普通教室の分割等の応急的な対応に頼ることなく、必要な教育環境を整備する、高等学校をはじめとする県有施設等を有効活用するなど、共生社会の形成に資する方法を用いて教育環境を整備するという方針を定め、特別支援学校の教育環境の充実・整備を進めていきたいと考えております。

最後に、(4) 今後の教育環境整備の考え方についてでございます。本県が目指す特別支援学校の姿及び教育環境整備の方針、各県立知的障害特別支援学校の状況や、他の都道府県の先行事例を踏まえ、表に示す順で整備方法を検討いたします。まず、使用頻度が低い既存の特別支援学校施設の利用見直しを図り、当該施設の改修を検討いたします。この方法を採用することが困難な場合は、特別支援学校の敷地内に新校舎の増築を検討いたします。さらに、これら二つの方法を採用することが困難な場合につきましては、高等学校をはじめとする県有施設等の活用を検討いたします。

なお、各特別支援学校の具体的な整備内容は、現在、文部科学省において特別支援学校の設置基準の策定に向けた取組が進められていることから、令和3年度中に検討することとし、具体の整備内容が検討でき次第、速やかに教育環境の充実・整備を目指したいと考えております。

ただし、廿日市特別支援学校においては、令和3年度に対応を検討したのでは既存の学校施設で在籍者数増加に対応できないことが見込まれており、文部科学省の設置基準策定を待つことができない状況にあるため、工事期間を勘案し、令和3年度に設計を行うよう予算要求をしているところでございます。廿日市特別支援学校の教育環境整備の方法といたしましては、使用頻度の低い既存施設がないこと、また、既に校舎を2棟増築しており、新たに増築する敷地もないことから、近隣の廿日市西高等学校を活用した整備を行いたいと考えております。

概要の説明は、以上でございます。詳細につきましては、方針本体を御覧ください。

以上でございます。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がございましたらお願いいたします。

近藤委員： 今回のこの整備方針の大きいところを確認させていただきたいのですが、まず教育環境の整備ということなのですが、校舎とか施設とか、主にハード面に重点を置いたものという理解で良いのかということと、それと10年計画という計画になっていて、方針の4項、計画の期間のところを見させていただきますと、令和2年度から令和6年度までの前半部分とそれ以降に分けて書いてくださっているのですが、まずはその狭隘化の早期解消を目指して、令和6年度以降は、そこは解消されているものとして、もっと本来あるべき姿というのをその時点で検討して、どういうふうに施設設備を整備していくか考えるということなのではないでしょうか。

三浦特別支援教育課長： まず、1点目でございますけれども、基本的にまずハード面、教室がないということでございますので、とにかく教室を確保したいということで整備方針を立てさせていただきました。

それから、計画の期間でございますけれども、最初の5年間ということで、ある程度のところは進めていこうと思っておりますが、児童生徒の増加の推計、今、推計値に基づいて整備をしておりますので、推計値にずれが生じてくると整備の方向も変わってくると思いますし、また、教育制度についても、今後このままの教育制度が続くかどうかということもありますので、制度が変わる可能性もあるということを踏まえて、やはり5年ぐらいで一度見直すというか、修正を加えないといけないのではないかと考えております。

中村委員： 具体的な整備内容についてはこれからということですが、先ほど御説明がありましたように、特に廿日市は、もう新校舎を建設する、グラウンドにまで建てている状況ですから、これは急がれるので是非早くお願いしたいと思います。

その他についても、順序立てて、三つの順序で対応策を計上していくということなのですが、冒頭のこの整備方針の1ページ目に書いてありますように、今単なる教室不足、狭隘化の方針ということ、この本章の9ページに書いてあるような順番でやるということも、予算的なことも含めて確かにそういうことなのかなとは思っておりますが、正にそのインクルーシブ教育、共生社会というようなことも考えれば、何が一番望ましいのかという視点もあって良いのではないかなと考えますので、その辺りはどうなのでしょう。

三浦特別支援教育課長： まず、教室がないということで、教室を確保して充実した環境で教育をしたいという思いが一つございます。今回、廿日市特別支援学校の場合は、学校を分校という形で分けるということを検討しております。その学校を分けるというのは、学校運営上もやはりいろいろな課題も出てきますし、また、児童生徒への影響も、先輩を見ながら、モデルにしながら育っていくということがしにくくなるというような課題もございます。ただ、そうはいつでも、高等学校を活用するというのを検討したのは、様々な分けることによるデメリットはあるけれども、何とかそれもプラスに転じることができないだろうかということで、インクルーシブ教育システム構築にもつながる方向をこの度検討させていただきました。他県においても、約半数の道府県が既にこういう方法で実施されているということで、それらの先進県を参考にしながら、よりよい教育環境を整備してまいりたいと考えております。

中村委員： 今の御説明だと、やむを得ないときに既存の高校施設等を活用して、その場合にはインクルーシブ教育や共生社会の形成にも役立つだろうということの御説明だと思うのですが、そういうケース以外にも、積極的に今のそのインクルーシブ教育、共生社会の形成というのに資するような特別支援教育を模索していくという、積極的にそちらを重視した何か政策というのは、例えばこの整備方針の中で単なる教室不足の解消以外に、そういった視点で何か整備していくとか、環境を整えていくというような計画はあるのでしょうか。

三浦特別支援教育課長： やはり教室不足解消、狭隘化解消とインクルーシブというのは、分けて考えないといけないかなと思っております。インクルーシブ教育システムの構築については、やはりそれも推進していかなければならないと考えておりますので、この高等学校を活用するだけがインクルーシブ教育の推進ではないと考えておりますが、それも一つの方法として条件を整えば積極的にそういう方法も検討してまいりたいと思っておりますし、教室不足については、やはり早期に解決しないといけないと思っております。予算的なこともございますが、どちらも大切だと考えておりますので、今後検討する際には参考にさせていただきます。

志々田委員： 目の前の教室不足ということも何とか来年度というか、近いうちに解消できる一つの計画としてとても良いものだと思います。特別支援学校は県立学校なので、できれば県有施設を、となるのも分かるのですけれども、一方で特別支援学校に通ってくるお子さんたちは結構な距離をバスで通ってきていたりとか、家から遠いお子さんたちもいらっしゃるだったりだともして、特に知的障害のある子供さんたちが増えてきているとするのならば、なるべくうちの近くの例えば市町村が持っている教育施設の中で県の支援を行えて、特別支援学校の分校みたいな形で開けるというのもあっても良いのかなと思ったりします。特に知的障害のある子供たちでも、本当に特別支援学校で学ぶ方が良いのか、重度から軽度までいろいろあると思うので、軽度の子たちは割と近いところで市町村の学校で開いたりすることはできないのかなというふうに、県有施設にこだわる必要はなくて、市町村の教育委員会にお願いしたら余っている教室なんかを貸していただけないのかなと少し思ったのですが、そんなような話合いはしておられるのでしょうか。

三浦特別支援教育課長： 御指摘がありましたように、小・中学校の活用ということにつきましても検討させていただきましたし、当該の市町教育委員会にも、空いている教室を活用させてもらえないだろうかという御相談はさせていただいております。ただ、設置者が違うという大きなハードルもありますし、また、小・中学校の方も空いた教室等を既に有効活用されておりまして、なかなかすぐにお貸しするというわけにはいかないという返事をいただいております。

また、小・中学校には特別支援学級が設置されておりますので、その学級と、特別支援学校対象の児童生徒をどう住み分けするのかということも悩ましいところがございます。一応小・中学校活用についても検討はさせていただきながら、今すぐにはやはり難しいということで、高等学校活用ということを決断させていただきました。

志々田委員： ありがとうございます。検討していただいている、今のところ無理だということでも了解しました。きっとこれから様々なニーズや数が増えていけば、また現状が変わってくるかと思うので、やはり5年の見直しというのは良い計画なのではないかなと改めて思いました。以上、感想です。

細川委員： 御説明ありがとうございます。私の方からも少し関連するのですけれども、この知的障害のある生徒さんが増えていくという予測があるということで、私たちは、経済人なのですけれども、社会ではとくにいろいろとそういう障害のある方と一緒に働いているのですよね。これからは共に生きていかななくてはならないということで、こういう整備方法の検討については理解をするのですけれども、今後はやはり私たちも学ばなくてはならないですし、カリキュラムは分かれるにしても、共に学んでいくような学校であっていただきたいなと思っておりますが、将来的にはどのような思いをお持ちでしょうか。

三浦特別支援教育課長： この令和2年2月に改訂いたしました広島県特別支援教育ビジョンにも、インクルーシブ教育システムの構築については明記させていただきました。障害のある子も障害のない子も、同じ場で共に学ぶことを追求するというところで、その方法についてはこれから様々検討して、そういう機会を増やしていくような取組をしていきたいと考えております。繰り返しになりますが、今回の整備方針につきましても、喫緊の課題で速やかに解決しないといけないというところで、高等学校を活用してということになりましたけれども、結果としてそれがインクルーシブ教育システムの構築に結びつければ幸いだなと考えております。将来的には、国の制度設計がどう変わるか分からないのですけれども、国の動向を見極めながら判断していきたいと考えております。

菅田委員： 学校訪問で尾道の特別支援学校に行かせていただいたことがあります。その時に、先生方が、IT機器が非常に武器になるということを言われていました。確かに障害のレベルにもよると思うのですけれども、教室確保というよりもIT機器を充実させて、通学が困難なお子さんなんかはリモートも可能になるケースもあろうかと思っておりますので、その辺りも先生方に御協力いただいて推進していただければと思います。

三浦特別支援教育課長： ICT機器の活用につきましても、委員がおっしゃられるように、特別支援学校におきましても大変有効なものだと考えております。コロナの影響で、このICT機器活用が図らずも推進されるというような形になっておりますけれども、来年度GIGAスクール構想に則りまして、特別支援学校におきましても1人1台の環境整備をし、活用できるようにしてまいりたいと考えております。現在も休校等があった場合は、特別支援学校の生徒についても家庭と学校を結んでリモート授業を行うというような取組をしておりますので、引き続きICT活用を推進してまいりたいと思います。

平川教育長： ほかに御質問、御意見はございませんでしょうか。

( な し )

平川教育長： 以上で本件の審議を終わります。  
採決に移ります。  
原案に賛成の方は、挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

平川教育長： 全員賛成と認めます。  
よって、本案は、原案どおり可決されました。

#### 第7号議案 「特別支援学校就職サポート隊ひろしま」推進企業の表彰について

平川教育長： 続きまして、第7号議案、「特別支援学校就職サポート隊ひろしま」推進企業の表彰について、三浦特別支援教育課長、説明をお願いいたします。

三浦特別支援教育課長： では、続きまして、第7号議案の「特別支援学校就職サポート隊ひろしま」推進企業の表彰について御説明いたします。

資料1ページの1、表彰制度の趣旨を御覧ください。企業との連携・協力による職業教育の充実を図るため、平成26年11月から「特別支援学校就職サポート隊ひろしま」という登録制度を作り、支援企業の募集を行っております。令和3年1月15日現在、登録企業数は407社となっております。

登録制度の詳細につきましては、資料4ページ、「特別支援学校就職サポート隊ひろしま」登録制度実施要項を御覧いただければと思います。この「特別支援学校就職サポート隊ひろしま」に登録した企業のうち、特別支援学校高等部生徒の働く力の育成及び就労促進に著しく貢献した企業について、その功績をたたえ表彰することで特別支援学校の職業教育の充実と雇用企業の増加に資することを目的としています。職場見学や職場実習などの受入れや特別支援学校技能検定への協力など、企業のサポート実績を把握、点数化し、その合計得点が高い企業を表彰いたします。

なお、表彰の選考基準につきましては、資料6ページを御覧ください。2、表彰対象企業の(1)から(3)のとおり、1人若しくは1回でもアからウに示す実習、技術指導及び雇用した場合1点を加点し、エでは、アからウを3年以上続けた企業等にさらに1点加点いたします。そしてその合計点の高い企業5社程度を表彰することとしております。

県内の特別支援学校から企業との連携状況などの調査を行った結果、資料3ページの表彰企業一覧のとおり、今年度は株式会社ムロオ様、エフピコ愛パック株式会社様、株式会社スパーク様、株式会社ブプレひまわり様、株式会社藤三様の5社を表彰するように考えております。

表彰式は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、残念ながら今年度は行いませんが、教育委員会のホームページにおいて広く周知してまいりたいと考えております。今後も、企業表彰を継続実施し、広く周知することで企業の登録促進や就職支援の充実を図り、特別支援学校高等部生徒のさらなる就職率向上に努めてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がございましたらお願いいたします。

志々田委員： 基準に従って協力いただいている企業様をこういう形で表彰ができることは、非常に良いことだと思いますし、このことがほかの企業であるとか同業の会社の方たちにとっても、ああ、障害者の雇用ということを積極的に考えられるのだなというようなことで影響があるのではないかなと、非常に良いことかと思えます。今年の一つの特徴は、これまであまり見られなかった業種の表彰があるのですが、特別支援学校の子供たちの就職先もいろいろな業種に広がってきていると理解してもよいでしょうか。

三浦特別支援教育課長： 業種につきましては、少しずつ職場開拓をいたしまして広がってきていると感じております。登録していただいている企業を業種別に分類いたしますと、製造業が抜き出て



おります。それから、医療・福祉の企業が続き、3番目が卸売・小売業となっております。福祉・医療は最近伸びてきている業種ではないかと感じております。

志々田委員： ありがとうございます。今後もこうした形でいろんな業種の方に関係していただけるように進めていただければと思います。以上です。

菅田委員： 今年が残念ながらコロナ禍ということで表彰式もないということですが、それをホームページでということなのですが、それ以外に何か告知というか、受賞を県民の皆さんに知らせる方法があるのでしょうか。それと、ここを見るとドラッグストアとかスーパーとか多いのですけれども、例えばステッカーを貼って、ああ、この店は頑張っているのだなということが分かるような仕組みを考えるなどははされていますか。

三浦特別支援教育課長： 表彰式は残念ながら実施できないということで、アピールの場として、この後の教育長定例記者会見で、この表彰について発表していただこうと考えております。また、関係表彰企業には、幹部や私が出向いて表彰状をお渡しして、その写真等をホームページに掲載するというのも検討しております。また、昨年度、のぼりを作ったらどうかというような御意見もいただいたのですが、その後いろいろ検討しまして、表彰を受けた企業について、この就職サポート隊のロゴをホームページからダウンロードして活用していただくというような取組をさせていただいているところでございます。なかなかアイデアとして乏しいかもしれませんが、何か良いアイデアがあればまた頂戴できればと思っています。

細川委員： 課長、ありがとうございます。今回は私と同様の運送業も入っておられるので、いろいろな業種に広がっているなということを感じております。この表彰対象企業ということでございますけれども、ここに登録された企業様は非常によく御理解いただいて、特別支援学校卒業生をしっかりサポートしてくださっているということを御礼申し上げたいと思います。先日、図書館で庄原特支の卒業生と会ったときに、仕事を辞めたということをお聞きしまして、少し残念な気がしました。表彰対象企業としては、ここに、(1)のアからエに掲げておられますけれども、就職後のいろいろな企業の方のサポート具合は、もちろんすごく充実しているのだと思うのですが、その辺りのところも特別支援学校卒業生が生きていく上での就職ですから、表彰対象としては非常に難しいかもしれませんが、そういうサポート体制みたいなものをお考えいただくことはありませんか。

三浦特別支援教育課長： 就職だけではなくて、離職者を減らしたいという思いもございます。その就職した後のサポート体制をどのように把握して、どのようにこの表彰の点数に結びつけていくかということについては、今後の研究課題とさせていただければと思います。

平川教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

( な し )

平川教育長： 以上で本件の審議を終わります。  
採決に移ります。  
原案に賛成の方は、挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

平川教育長： 全員賛成と認めます。  
よって、本案は、原案どおり可決されました。

## 報告・協議 2 広島県教員等資質向上指標について

平川教育長： 続きまして、報告・協議 2、広島県教員等資質向上指標について、高尾個別最適な学び担当課長、説明をお願いいたします。

高尾個別最適な学び担当課長： それでは、失礼いたします。広島県教員等資質向上指標について御説明をいたします。資料の 1 ページを御覧ください。本日報告させていただきます広島県教員等資質向上指標については、平成 28 年 11 月の教育公務員特例法一部改正により、任命権者は校長及び教員の職責、経験及び適性に応じて向上を図るべき校長及び教員としての資質に関する

る指標を定めるものとされたことにより作成したものでございます。平成29年8月の教育委員会議において、指標の作成について協議する場としての広島県教員等資質向上協議会の設置について報告をさせていただき、その後、指標の作成に向け、協議会において検討を行ってまいりました。

協議会設置後、これまでに平成29年度には4回、平成30年度には3回、令和元年度には2回、今年度は1回、協議会を開催し、検討を行ってまいりました。具体的に作成した指標につきましては、資料6ページから13ページを御覧ください。校長、教頭、部主事、主幹教諭、指導教諭、教諭・講師、養護教諭及び栄養教諭の指標を作成したところでございます。それぞれの職に応じて必要とされる資質・能力を示した内容としていただいております。特に、教諭・講師、養護教諭及び栄養教諭につきましては、教員等の成長段階に応じた資質の向上の目安とするため、採用期、充実期及び発展期の三つの期を設定し、それぞれについて必要とされる資質・能力を示すことといたしました。

また、この指標は、教員等一人一人が自らの職責、経験及び適性に応じて、さらに高度な段階を目指す手がかりとなる内容を示したものであることから、今後はこの指標が効果的、継続的な学びに結び付くものでなければならないと考えているところでございます。このことを踏まえ、教員等の研修においては、この指標に基づいた内容とし、経験等に応じて必要な資質・能力が身に付くよう改善を図っているところでございます。

次に、資料の14ページを御覧ください。この「広島県教員等資質向上指標の活用に向けて」については、指標の効果的、積極的な活用が進むよう、より具体的な姿を参考として示すことにより、指標の活用のイメージを膨らませるために作成したものでございます。なお、この具体的な姿(例)については、他の教職員の範となるべく、校長の指標に対応したものを示すこととしました。この具体的な姿(例)を参考に、校長だけでなく、他の教職員も、自身であれば指標に示す内容について具体的にどのような姿を目指すのかを考えることにより、指標の活用が進むものと考えているところでございます。

最後に、資料1ページから5ページでございます。これは指標の基本的な考え方や指標をどのような意図を持って作成したのか、あるいは指標の見方や活用についてお示しをしています。これらについて、指標についての理解を深めるものとして、指標を周知する際に併せて公表することとしております。事務局といたしましては、今後は、この指標を活用することにより、教職員のより一層の資質向上を図ってまいりたいと考えているところでございます。

説明は以上でございます。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がございましたらお願いいたします。

中村委員： 御説明ありがとうございます。今、まとめていただいているこの指標の中身については、求められることが書いてあると思いますし、特に申し上げることはないのですが、お聞きしたいのは、この指標に書いてあること自体はどれも良いことというのか、当然それぞれの段階によってということではありますけれども、当然身に付けていくべきことだと思うのですが、この内容ができていくかどうかということの人事評価という面からはリンクしているということがあるのでしょうか。

高尾個別最善な学び担当課長： まず、この指標につきましては、今もありましたけれども、目指すべき姿としての具体的なものとして示しておりますので、いわゆる人事評価で、いわゆるできた、できなかったというような能力評価、業績評価等の趣旨が根本的には違うというところはあるかと思っております。しかしながら、目指すべき姿ということは、管理職や自身が具体的にどのような行動を取ればいいのかということを考えていくものですから、自ずと人事評価の中身と大きく離れるものではないと考えております。したがって、この指標を作る際には、現在、県の方で示しております人事評価の内容ともしっかりリンクをさせながら、整合性を取らすように検討した上で作成をしたものでございます。

中村委員： 当然密接に関わる内容ではあると思いますが、人事評価の在り方は詳細には分かりませんので、もうこれ以上は申し上げませんが、この指標についても自分としてできていると思うかどうかという自己評価に加えて、クロス評価というのか、他者から見てどうかといったような評価を加えれば、より活用できるのかなと思うのですが、この点はいかがでしょうか。

高尾個別最善な学び担当課長： 例えば今おっしゃられましたように、管理職が教員等を指導する際に、この指標を効果的に活用いただく中で、しっかりと話をさせていただく中身の材料として使っていただけるものと思っております。そういうことをすることによって、今おっしゃられました本人だけではなくて、クロスの中で、周りから見たもの、そういったことも併せて指導

の中でできると思います。ですから、こういう形で広く公表することによって、多くの皆さん方がどのような中身でやっていくことが大事であるとかということを見ていただけるということも考えております。

中村委員：是非そのようにお願いしたいと思います。

それともう1点ですが、14ページ、15ページ目の活用に向けての資料、これは校長の指標についての例ということですが、この指標の中身に関連して、これも非常に分かりやすくよくまとまっていると思うのですが、これを校長だけではなくて、それぞれの指標についてもこういうものがあつたらより良いのかなと思いましたが、これは御意見ということで申し上げたいと思います。以上です。

近藤委員：2点教えていただきたいのですが、まず、多分8月の時にお伺いはしているのだと思うのですが、広島県教育等資質向上協議会はどういったメンバーで構成されているのかということが1点です。もう1点は、今後またこの協議会を必要に応じて見直し等を検討するために開催すると書かれているのですが、平成29年からの開催回数を先ほど教えていただきましたが、年々少なくなっているところがあつて、実際に使い始めての見直しというのはやはり必要になってくると思うのですが、今後のタイミングで協議会を開催して、一遍検証してみようかというようなところを考えていらっしゃるのか、その2点教えてください。

高尾個別最適な学び担当課長：まず、協議会の構成メンバーでございますが、これは教育公務員特例法の中で示されている協議会の設置に基づいてメンバーを設置しました。まずは、任命権者である県教育委員会、それから二つ目に、公立の小学校等の校長ということで、小学校長会、中学校長会、それから県立学校校長会の中から推薦を得た校長先生方、各校種ごとに1名ずつ入っていただいております。さらに、研修に協力する大学ということで広島大学から、さらには任命権者が必要と認める者ということで、教員を養成する広島大学以外の大学の中からネットワークのある大学を代表しまして、修道大学の方から入っていただくという形で協議会を設定しております。

それから、今後の指標でございますが、今、御意見ありましたように、今回できた指標がもうこれで終わりではなくて、当然教育の情勢であるとか社会の情勢というものは日々変化をしまわります。ですので、その状況に応じて今後、教員に求められる資質・能力というものが、当然こういうものも必要であるということが出てまいりますので、その場合にはまたこの協議会を基に、中身の変更については協議をしまわりたいと思っています。ただし、これを例えば1年に1回とか2年に1回とかいうような定期的なものは現段階では考えてはおりませんが、当面今回ここで出しますので、これを踏まえて実践あるいは研修を実施していく中で、状況に応じて変更の必要があると判断した場合には、協議会をまた開催をして中身を見直してまいりたいと考えております。

近藤委員：変更の必要が生じた時ということなのですが、その前のタイミングで一度どのように活用されているかという実態把握のような機会があつても良いのかなと思います。意見なのですが、お願いいたします。

菅田委員：ほかの方と重複するのですが、この指標というのはかなりよくできているのですが、やはりフィードバックを行って、人事評価には活用すべきものではないのかなと感じました。例えば、教育長がおられたリクルートさんとか、メーカーでいうとソニーさんとか、ちゃんと役割と責任を各階層によって明確化されていて、それにおいて面談してフィードバックして人材育成につなげているということが民間ではありますので、効果と云えば何か構えられるかもしれませんが、人材育成として今後ともこれは活用していただくべきものでありましょし、このままとしたところ、社会情勢も変わりますし、特にIT化、ICT化がどんどん進んでいく中で、3年ごとの見直しというのはこれから必要になってくるのではないかなと思いますので、これは意見までとして、よろしく願いいたします。

高尾個別最適な学び担当課長：今、人事評価についての御意見をいただきました。途中でも申しましたが、この指標の中身が現在行っています人事評価の各職種等で求められている中身としっかりとリンクさせる中身で検討して作成してまいりましたので、その辺りは併せて齟齬のないような形で進めていきたいと思ひますし、今言われました人材育成の視点というのは非常に大事だと私たちも捉えております。ですから、この中身を私たちが行う研修の中でも系統立てて、この内容に即した人材育成に活用できるようにするとともに、各学校におきましても、当該者だけではなく、管理職の育成の中でもしっかりと活用していただきたいと考えております。

指標の見直し等につきましては、先ほども出ましたが、一定程度の時間を経た上での見直しというものは、状況に応じた検証というものは非常に重要になってくると思いますので、今後その辺りについてはしっかりと考えてまいりたいと思います。

志々田委員： こうした指標で、研修を今後体系化していくための一つのデザインとして、今、柱立てをしている状況だということの御説明だったと思いますけれども、一方で、教職員の資質・能力が育つ場面というのは、決してOFF-JTの中での研修の場だけではなくて、職務の中であるとか、それから学校行事の総括であるとか、そしてそのOJTの部分で資質・能力は育っていくものだというようなことが最近研究でも、前から明らかになっていることだと思います。そうしたOJTというものを推進していくための計画だとか、学校、校内の状況だとかということ、もう少しOFF-JTと同じぐらい学校の実践の場面に当てはめて、学校側に説明していく必要があるのかなと。OFF-JTでできることというのはほんの僅かで、本当は実践の中で失敗を繰り返しながらやっていくものだと思うので、そうした学校内での資質育成みたいなものということ、これから描いていかれるのかなと思うのですが、いかがでしょうか。

高尾個別最適な学び担当課長： 確かにおっしゃられるように、研修だけでいわゆる教職員の資質・能力の向上というのは図れないと思います。研修で受けた中身をいかに学校現場に応じてそれを実践していく中で高めていくのか、経験を積んでいくのかというのは非常に重要な部分であると思っております。そこで今思っているのは、この指標も完成したものを公表するだけではなく、まずはそれぞれの学校の中で職員の育成の重点的な責任を担うそれぞれの管理職に対して、しっかりとした場でこの指標の活用についての意味付けであるとか、活用の仕方というものについて説明をする中で、各職場の中でも生かしていただけるように検討してまいりたいと思います。

志々田委員： そうしたOJTの部分というものが着目を浴びると、今度は学校の管理職がどうファシリテートできるのかという、リーダーシップの質みたいなものが問われていくのかなと思います。やはり先生方には、管理職の皆さんには、そうしたそのファシリテーターとしての育成というか、もちろんその人材育成のところには書いておられるとは思いますが、そこの強くぐっと引っ張る指導者型のリーダーシップではなくて、分散型のリーダーシップということが今、学校教育の中ではかなり必要だと言われていると思います。そうした新しいファシリテーションみたいなものを参考にした研修がまずされない、多分、学校の研修、学校内での研修というのがうまくいかないのかなと思いますので、今後そうした研修もそろえていただけると良いなと思います。以上です。

細川委員： ありがとうございます。私もこの自己評価について、いろいろ自己評価は様々なと思うのですが、教職員の方も様々な人格を持っておられますし、性格も違いますよね。そういう意味で言えば、ここの指標が、こうなればできているよという、その画一的なものではなくて、やはり様々ではないかなと思うのです。その辺りのところの自己評価をする側と、それからそれを具体して助言、支援をするということで、非常にその辺りもまた難しいのではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

高尾個別最適な学び担当課長： 今、御指摘がありましたように、確かに教員一人一人によっても得意分野であったり、いろいろなものが様々違っております。そこで、一つは、今回、教諭・講師等のところでもありますが、採用期、充実期、発展期という、教員を一つの括りにするのではなくて、三つの期に分けて中身お示しさせていただきました。これは、例えば教員でも、採用された若い教員が採用期だけであるかということ、やはりその中で得手、不得手はありますので、この部分はしっかりと力が付いていて、もう既に充実期の中身に入っていくというような教員もいるとは思っています。ですから、そういった一人一人の持っている能力や個性等も踏まえつつ、この指標の中にある、各期に分けた中身を一つの参考にしていただきながら、ただただ経験年数で分けるのではなくて、その先生方のそれぞれの状況に応じた目標や指標として活用いただけたらなと思っています。

さらに、今、お話しになられたように、これができた、できないではなくて、こういう姿を目指していくということであれば、当然周りの同僚の支援であったり、当然管理職の支援であったりということは必要不可欠になってまいりますので、そういったものの必要性についても様々な場所でそういうことが大事であるということをお話しながら、組織がチームとして活用できるように進めていきたいと思っております。

平川教育長： ほかに御質問、御意見はございませんでしょうか。

( な し )

平川教育長： 以上で本件の審議を終わります。

続きまして、先ほど公開しないと決定した議案について審議を行いますので、傍聴者の方は御退席をお願いいたします。

(14:02)

【非公開審議】

第1号議案 令和3年広島県議会2月定例会に提案される教育委員会関係の議案に対する意見について

て

令和3年広島県議会2月定例会に提案される教育委員会関係の議案に対する意見について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

第2号議案 知事の専決処分に対する意見について

知事の専決処分に対する意見について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

第3号議案 令和2年度広島県教育賞及び広島県教育奨励賞の受賞者について

令和2年度広島県教育賞及び広島県教育奨励賞の受賞者について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

第4号議案 令和2年度メイプル賞（第2回）の受賞者について

令和2年度メイプル賞（第2回）の受賞者について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

報告・協議1 令和4年度広島県・広島市公立学校教員採用候補者選考試験について

令和4年度広島県・広島市公立学校教員採用候補者選考試験について協議した。

第5号議案－1 教職員人事について

小学校長の人事異動について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

第5号議案－2 教職員人事について

県立学校講師のセクシュアル・ハラスメントに係る人事措置（戒告）について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

(15:37)

# 広島県教育委員会会議録

令和 3 年 3 月 1 2 日

広島県教育委員会

# 広島県教育委員会会議出席者名簿

令和3年3月12日（金） 13：00開会  
15：20閉会

## 1 出席者

教育長	平	川	理	恵
委員	細	川	喜	一郎
	中	村	一	朗
	志々	田	ま	なみ
	近	藤	い	ずみ
	菅	田	雅	夫

## 2 欠席委員

なし

## 3 出席職員

教育次長	長谷川	信	男
管理部長	池田	克	輝
学びの革新推進部長	富永	六	郎
総括官（乳幼児教育・教育支援）	津島	伊	保
参	与	生	田
理	事	榊	原
総務課長	江原		透
秘書広報室長	糸崎	誠	二
教職員課長	山田	哲	也
生涯学習課長	田坂	嘉	章

## 教育委員会会議定例会日程

		頁
日程第1	会議録署名者について	1
日程第2	第2号議案 広島県教育委員会規則の一部改正について	1
日程第3	報 第1号 令和3年広島県議会2月定例会に提案された教育委員会関係の議案に対する意見について	5
日程第4	報 第2号 教職員人事について	7
日程第5	第1号議案 広島県教育委員会規則の一部改正について	7
日程第6	第3号議案 教職員人事について	8



平川教育長： ただ今から本日の会議を開きます。

今回の会議は、志々田委員につきましてはオンラインでの御参加になります。なお、オンライン会議の特性上、通信状況が不安定になる場合も想定されるため、会議後に採決内容を確認する書面を頂くことになっております。あらかじめ御了承ください。

また、オンラインでの会議のため、説明者も座ったままでの説明となります。併せて御了承のほど、お願いいたします。

それでは、日程に入ります。

まず、会議録署名者の件ですが、本件は会議規則第22条の規定によりまして、私から御指名申し上げます。

会議録署名者として、近藤委員及び菅田委員を御指名申し上げますので、御承諾のほど、お願いいたします。

( 承 諾 )

平川教育長： 本日の会議議題は、お手元のとおりです。

議題のうち、公開になじまないものがあれば、最後に回して審議したいと思いますが、いかがでしょうか。

細川委員： 第1号議案、第3号議案及び報第2号は、個別の人事に関する案件ですから、審議は非公開が適当ではないかと思えます。

平川教育長： ほかに御意見はございませんか。

( な し )

平川教育長： それでは、ただ今の細川委員の発議について採決いたします。

第1号議案の広島県教育委員会規則の一部改正について、第3号議案の教職員人事について、報第2号の教職員人事については、公開しないということに賛成の方は、挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

平川教育長： 全員賛成と認めます。

したがって、本日の議題は、第1号議案、第3号議案及び報第2号を公開しないで審議することといたします。

#### **第2号議案 広島県教育委員会規則の一部改正について**

平川教育長： それでは、第2号議案、広島県教育委員会規則の一部改正について審議いたしますが、改正する規則等が複数ありますので、担当課ごとに説明させていただき、採決を取らせていただきます。

それでは、第2号議案の1について、山田教職員課長、説明をお願いいたします。

山田教職員課長： 第2号議案の1によりまして、へき地学校等の指定基準及び指定に関する規則の一部改正について説明をいたします。

へき地における教育水準の向上を目的とするへき地教育振興法によりまして、へき地学校等に勤務する教職員につきましては、へき地手当等を支給しなければならないこととされております。本県におけるへき地学校等につきましては、このへき地学校等の指定基準及び指定に関する規則により指定をし、へき地手当等を支給しているところでございますが、市町立学校の統廃合に伴い、へき地学校等を指定しております規則の別表を改正する必要があります。

今回の改正につきましては、対象となる市町は、北広島町でございます。北広島町立川迫小学校が廃止され、北広島町立八重小学校に統合されます。この見直しの結果、令和3年度におけるへき地学校等の総数は、現在の65所属から64所属に減少することとなります。なお、これらの規則改正の施行期日につきましては、本年4月1日としております。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

平川教育長： ただ今の第2号議案の1の説明に対しまして、御質問又は御意見がありましたらお願いいたします。

( な し )

平川教育長： 以上で本件の審議を終わります。  
第2号議案の1の採決に移ります。  
原案に賛成の方は、挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

平川教育長： 全員賛成と認めます。  
よって、本案は、原案どおり可決されました。

平川教育長： 続きまして、第2号議案の2につきまして、田坂生涯学習課長、説明をお願いいたします。

田坂生涯学習課長： それでは、第2号議案の2を御覧ください。広島県立図書館管理運営規則の一部改正について提案いたします。

この規則は、県立図書館の開館時間や利用の手続など、館の運営に係る事項について定めたものでございます。1、改正内容及び2の改正理由を御覧ください。

1点目は、対面朗読サービスの充実についてです。

現在は、視覚障害者から希望があった場合、対面朗読室において職員又はボランティアが本の朗読サービスを行っておりますが、この対象に、自分での読書が困難な視覚障害以外の障害者も加えることとするものです。また、対面朗読の場所も、必要に応じて他の部屋の利用も可能とするものでございます。

この改正は、2の方でございますが、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律、いわゆる読書バリアフリー法を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備が求められていることに伴い、行うものでございます。

2点目は、貸出サービスを改善するため、図書館利用カードの交付及び利用の際の提示に特例を設けるとともに、図書館や学校等の団体への貸出しに関する規定を整理するものでございます。

少し詳しく説明いたしますので、4ページを御覧ください。まず障害者サービスの方でございますが、この表の左から、改正の内容、現状の取扱い、今後の対応、そして関係する条文の順に記載をしております。障害者サービスでございますが、対面朗読の対象者を、先ほど申し上げましたとおり、視覚障害以外の理由で読書が困難な者、今後の対応のところに具体的に記載してございます方にも拡大いたします。また、会議室等の広い部屋においても対面朗読のサービスを利用できるようにいたします。これが第14条の改正ということになります。

次に、貸出サービスの改善についてです。まず、③図書館利用カードの交付についてです。現在は、所定の利用カードの交付が必要ですが、今後、団体については、教育長が特別の理由があると認めるとき、例えば遠隔地の施設で県立図書館への来館が難しい場合などは利用カードの交付を不要といたします。これは第8条の改定になります。

④貸出しの手続についてです。現在、貸出しの際には利用カードの提示が必要となっております。利用カードを持っている方は、図書館のホームページのマイライブラリーというページにログインいたしますと、利用カードの利用者番号を表示することが可能となっており、今後、個人につきましては、このページをスマートフォンの画面等で提示することにより貸出しを可能とするというものでございます。こうした方法を教育長が適当と認める手段ということで整理をいたします。これが第16条の改正でございます。

⑤図書館間相互貸借についてです。図書館間相互貸借とは、個人利用者が県立図書館の資料を最寄りの図書館などに取り寄せて利用することができる制度です。市町立図書館や学校が図書館の事業や学校での授業などのために県立図書館の資料の貸出しを希望する場合には、この制度を準用して市町立図書館等に貸出しをしているところです。この相互貸借の貸出手続や貸出期間につきまして、市町立図書館や学校から、より柔軟な対応を求める声が上がっていると同時に、県立図書館の資料を学校における授業等で活しやすくできるよう、図書館等団体への貸出サービスを拡充したいと考えてござい

す。

具体的には、貸出時の対応として、相互貸借申込書の記入、提出が必要ですが、この提出を不要といたします。また、貸出期間も最大30日間となっておりますが、貸出期間の延長を可能とし、図書館の事業や学校の授業の内容によって柔軟な対応ができるようにするというものでございます。この改正によりまして、県立図書館の資料が学校での調べ学習に活用しやすくなるなど、現在県教委で進めてございます学びの変革の推進にも寄与できるものと考えてございます。これは第20条の改正、第20条の2の追加でございます。

実際の改正案では、1ページ及び2ページに付けてございます。改定の期日は令和3年4月1日でございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

平川教育長： ただ今の第2号議案の2の説明に対しまして、御質問又は御意見がございましたらお願いいたします。

近藤委員： 4ページの貸出サービスの改善のところに関連して教えていただきたいのですけれども、③・④について、個人と団体で分けて記載をしてくださっているのですが、もう一つ前の参考条文の広島県立図書館管理運営規則を見ると、1から6号まで、交付を受けることができる者というのがあって、1が個人を指して、2、3、4、5が図書館を指して、6に図書館以外の団体が入ってくるのかどうかということが1点です。もう1点は、④の「団体：現状どおり」というのが、提示が必要という意味であれば、③で団体について例外を設けて、遠隔地で来館が難しい場合、カードの交付は不要、要はカードがなくても貸出しができるという意味なのかと思ったのですけれども、それなのに提示のときは必要になってくるという意味なのかどうか、そこを教えてください。

田坂生涯学習課長： まず、3ページの管理運営規則の第9条、利用カードの交付を受けることができる者というものでございますが、委員も御指摘のように、1の方が個人を対象にしたものでございます。2以降が団体という区分けになってございます。

二つ目の御質問の、団体のときの扱いということでございますが、遠隔地の場合、交付は不要ということにしますが、申込みはしていただいて、メール等で番号は振らせていただくということになっており、団体と特定できるような状態にしてございます。来館した場合は引き続き図書館利用カードは発行させていただいて、提示させていただこうと考えてございます。

近藤委員： ということは、カードを交付しない場合があるということなのですね。

田坂生涯学習課長： はい。

近藤委員： だけれども、来館したときはということなのですね。

田坂生涯学習課長： はい、そうです。

近藤委員： 来館しない場合のやり取りができるようになりますよということですね、分かりました。もう1点よろしいでしょうか。この団体というのは、図書館以外、先ほどの規則だと、2、3、4、5号が、県立図書館以外の図書館を指すのだろうと思うのですけれども、図書館以外の団体にも、利用カードというのは現状、発行されているのですか。

田坂生涯学習課長： 現在300団体に既に発行されておりまして、図書館以外にも学校等もあります。

菅田委員： 質問なのですけれども、第8条の改正は必要なのでしょうか。第16条だと利用カードがなくても利用できるとなっているので、第8条にこの2行を付け加える必要はないと思うのですが、いかがでしょうか。

田坂生涯学習課長： 第16条は貸出しのときの提示ということでございまして、第8条は交付のことも書いてございますので、第8条を改正しないと、交付が必要ないと、遠隔地の場合にわざわざ交付しなくていいというところが読めませんので、第8条の改正が必要だと考えてございます。

中村委員： サービス向上を図るということで、大変結構なことだと思います。

対面朗読について教えていただければと思うのですが、これは、職員の方が前で読んでくれるというサービスですよ。

田坂生涯学習課長： はい。

中村委員： これは、現状でどのぐらい対応できる専用の方が常にいらっしゃるのかということと、今どのぐらいの利用実績があるのかということをお教えいただければと思います。

田坂生涯学習課長： 令和元年度で言いますと、17件の利用がございました。これは、いきなり来ていただくとなかなか対応が難しいということもありますので、事前に予約をいただきまして、図書館の職員若しくは24名の登録ボランティアがいらっしゃいますので、その方と調整

し、読んでいただくということをしてございます。

志々田委員： 読書バリアフリー法が昨年だったか、その前かに策定されて、障害者の生涯学習を推進するというところに本格的に舵を切った大きな法律に対応して、広島県もこういった読書を、視覚障害者だけではなく、身体や発達の課題がある方に対してサービスを開こうというのはとても大事なことで、必要な手続だと思います。だからこそ、なるべく当り前にできるように法律は改正しておいた方がいいのかなと思っていて、今回の改正後のところを見ると、「教育長が適当と認める」という言葉とか、「教育長が特別の理由があると認める」という言葉が必ず入っているのですけれども、本当に教育長に1件1件案件を諮るわけではないだろうと思いますが、にもかかわらず、こういう一文が入っているのはどういう理由があるのか教えてください。

田坂生涯学習課長： 規則でございますので、できるだけ詳しく規定するというのが原則だろうとは考えてございます。ですが、先ほど委員が言われたように、いろいろなケースがこれから想定されるということになりますと、その度に規則を変えるというよりは、図書館の方で内規という形で運用を定めまして、そのタイミングに応じて対応していくことがいいかなということでそうしております。ただ、それを図書館の方で勝手にできませんので、規則上こういった委任規定のようなものを定めているということでございます。基本的には、できるだけタイムリーに必要なに応じて対応していくものと考えてございます。

志々田委員： そういうことを内規で定めたり、内々で少しずつ改正するときこういう言葉を法律としては、規則としては使うということですね。

では、実際に一つ一つ聞くというよりは、幾つか要望が出てきて不便な状況になったときに、中で即時に対応して、事務局内で報・連・相ぐらいの手続で、新しいサービスメニューが増えるために必要な言葉だと理解すればいいでしょうか。

田坂生涯学習課長： 基本的にはサービスでございますので、体制と予算等の制約がない限り、できる限りしていくというのが筋だろうと考えてございます。

中村委員： 先ほどお聞きした対面朗読についてなのですけれども、職員の方がおられて、登録ボランティアも24名いらっしゃって年間17件ということであれば、余力はかなりあるように拝察をしますので、せっかくのサービス向上であれば、利用が増えるような周知なり、そういった面での努力というか、改善の余地があるのかなと思いますので、その対応もできればよろしくお祈いします。以上です。

菅田委員： 少し話が戻るのですけれども、利用カードの提示に代わるものとしてこういうふうなことがあるのだったら、別に第8条にこの2行を付け加えなくてもいいでしょうし、遠隔地の人とか団体のためだったら、逆にデジタル図書利用カードも認めるとか、そうすると遠隔地でも申請しやすさがありますよね。そちらの方が、資料の後ろの方にもスマホ画面等の提示でも認めるとなっていて、デジタル図書利用カードとか、そういう表現をされた方がいいような気がします、意見までです。

田坂生涯学習課長： 利用カード自体につきましては、基本的に交付をするというのが全国的な流れで、まだデジタルのみで、なしにするというところに、まだそこまで踏み込んでないという現状がございます。どういったことができるかというのは、我々もいろいろと検討はさせていただきましたが、今の形としては、交付というのは基本的にあるものだろうと考えてございます。

先ほどの御説明と重複するところはございますが、第16条はあくまで貸出しということで、交付が必要だと。ただ、遠隔地の場合、わざわざ来ていただいて交付をする、若しくは郵送での交付手続というのが、基本的に来館を全くしない、想定しない場合には必要ないのではないかとということで、こういった便宜の手続ができないかということで考えさせていただいております。

委員御指摘のように、これからどういう交付方法がいいのか、また、遠隔地の方も含めて借りやすくなるのかということにつきましては、今後も引き続き検討してまいりたいと考えてございます。

細川委員： 4ページの2(1)の①の今後の対応のことなのですけれども、ここに「視覚障害、発達障害、肢体不自由等」という障害のことを書いてございますが、その後の「障害により、読書が困難な者」というところに、例えば障害をお持ちでも、対象から外れる者がいてはいけないと思うのですけれども、これは、対象を障害の種別を具体的に述べるのではなくて、とにかく障害により読書が困難な者という広い意味で捉えられているのかということと、その下の例に「ストレッチャーごと入室可能等適切な場所で実施」とありますが、具体的に何か既にそういうところがあるというようなことがあれば教えて

いただきたいと思います。

田坂生涯学習課長： まず一つ目の障害の例示でございますが、これは読書バリアフリー法で例示をされている「視覚障害、発達障害、肢体不自由等の障害により」ということで、ここには挙げさせていただいてございます。法律の趣旨自体が、障害の有無にかかわらず、全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与ということでございますので、障害のところを厳密に考えているわけではございません。ただ、先ほどの、予算と体制の制約がありますので、全てのニーズに応え切れるかというのはありますが、基本的にはできるだけ受けていくということだろうと考えてございます。

あと、部屋でございますが、対面朗読室が多くても4人ぐらいしか入れない狭い部屋でございます。少し大きめな車椅子なども入れないということもございますので、そういった場合には、既存の図書館の会議室の方に御案内をするということを想定しているところでございます。

近藤委員： また関連する質問になるのですが、貸出しの手続について、図書館同士の場合は非来館での貸出しというのが可能だけれども、一般の団体については来館せずの貸出しというのは想定していないと理解していいのでしょうか。

田坂生涯学習課長： これまで、基本的には来館での貸出しというのが多くございました。メール等で送っていただいて、本を郵送するということが、ないことはないのですが、基本的には今までは来館を主に思っていました。これから学校図書館の支援をしっかりとしていこうという中で、非来館というところをしっかりと位置付けてと考えてございます。

近藤委員： つまり、今のこの第16条の改正後の条文ですが、図書館資料の館外貸出しを受ける者は必ず利用カードを提示しなければならない。ただし、教育長が適当と認める手続を取ったときはこの限りでないというのが今回追加されることになって、4ページの④を見ると、個人は利用カードの提示に代わるものとしてスマートフォンの提示などで足りるようになるということですが、団体の場合、今まではカードの提示をせずに貸出しをしていたことが実際あったということなのでしょうか。

田坂生涯学習課長： メールでの申込みも現在しておりますし、ない場合もあったと。運用の中ではそういったこともやっていたと思えます。

近藤委員： そうすると、今までの第16条の条文だと、多分館外貸出しをするときは必ず提示だったけれども、そこは、ある程度のところは裁量でやっていたということになるのですか。

田坂生涯学習課長： 資料では省略したのですが、管理運営規則に「教育長は、図書館の管理運営上必要と認められる範囲内において貸出しの手続の特則を定めることができる」というものがございまして、ここの中で読んでおりました。そこを今回、範囲が広がるということで、第8条、第16条の改正をすることによって、不明確なところを明確にしようというのが今回の改正の趣旨でございます。特則自体は元々ありますので、規則に沿ってやっていたということではありません。そこを明確に、より丁寧にやろうということでございます。

平川教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

( な し )

平川教育長： 以上で本件の審議を終わります。  
第2号議案の2の採決に移ります。  
原案に賛成の方は、挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

平川教育長： 全員賛成と認めます。  
よって、本案は、原案どおり可決されました。

報 第1号 令和3年広島県議会2月定例会に提案された教育委員会関係の議案に対する意見について

て

平川教育長： 続きまして、報第1号、令和3年広島県議会2月定例会に提案された教育委員会関係の議案に対する意見について、江原総務課長、説明をお願いいたします。

江原総務課長： 報第1号、令和3年広島県議会2月定例会に提案をされました教育委員会関係の議案に対する意見につきまして御説明申し上げます。

令和3年広島県議会2月定例会に提案されました教育委員会関係の議案につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条により、知事から教育委員会に対し意見を求められましたけれども、教育委員会会議を招集する暇がないと認められましたことから、教育長に対する権限委任規則第3条第1項の規定によりまして、教育長が臨時に代理をし、この議案に同意する旨の回答をしておりますので、御報告をして、承認をお願いするものでございます。

この度、承認をお願いいたします議案は、令和2年度教育委員会関係補正予算についてでございます。資料の1ページをお願いいたします。

まず、1の令和2年度一般会計補正予算の(1)の歳入についてでございますけれども、表の補正額の欄の一番下、教育委員会計欄に記載しておりますとおり、21億3,600万余の減額となり、最終予算額は413億600万余となっております。

内訳のうち、増額につきましては、国庫支出金が1億8,100万余の増、寄附金が1億円余の増となっております。減額の主な理由につきましては、使用料及び手数料が2億1,200万余の減、県債が20億9,600万余の減となっております。

これらの要因といたしましては、まず増額のうち、国庫支出金につきましては、資料の下、点線囲みの要求内容に記載をしておりますとおり、令和3年度当初予算と一体的に新型コロナウイルス感染症対策などの取組を実施するための財源といたしまして、国庫支出金を活用することとしたものでございます。また、寄附金につきましては、本県が実施しております広島版「学びの変革」推進寄附金によりまして寄附をいただいた、今年度の受入見込額を計上したものでございます。

次に、主な減額のうち、使用料及び手数料につきましては、高等学校における授業料収入が当初の見込みを下回ったこと、また、県債につきましては、退職手当の財源として予定していた退職手当債の発行を取りやめたことなどによるものでございます。

続きまして、(2)の歳出についてでございますけれども、表の今回補正額の欄の一番下、合計欄にございますとおり、21億7,000万円余の減額となっております。

要求内容につきましては、点線囲みに記載してございますとおり、国の令和2年度補正予算を活用いたしまして、令和3年度当初予算と一体的に新型コロナウイルス感染症対策などの取組を実施することとしまして、1点目として、学校における保健衛生用品の購入等や幼稚園におけるICT環境の整備の支援を実施する教育委員会新型コロナウイルス感染症対応事業といたしまして2億5,000万円余の予算計上を行ったほか、2点目として、歴史民俗資料館、歴史博物館及び頼山陽史跡資料館に非接触型の体温測定機器を設置いたします県立文化施設の感染症拡大防止対策事業といたしまして100万円余、3点目といたしまして、県立学校において今後必要となる生徒貸出用コンピューターを前倒して整備するGIGAスクール構想の実現に向けたICT基盤整備事業といたしまして3,700万円余、4点目といたしまして、高校生等奨学給付金の上乗せ支給を実施する公立高等学校等奨学給付事業といたしまして9,800万円余、それから5点目といたしまして、県立の専門高校等においてデジタル化に対応した産業教育設備の整備を実施するデジタル化に対応した産業教育設備整備事業といたしまして27億200万円余、6点目といたしまして、所有者等が実施する指定文化財の保存修理に要する経費の補助を実施いたします文化財保存事業費補助金といたしまして200万円余、これらの合計で30億9,200万余を計上したところでございます。

2ページをお願いいたします。主な減額の要因につきまして、(3)の歳出の経費区分別内訳によりまして御説明をいたします。

一般事業費の内訳のうち、その他につきましては、表の今回補正額欄に記載してございますとおり8億4,000万円余の減額となっております。その要因といたしましては、高等学校等就学支援金や高校生等奨学給付金の支給実績が当初の見込みを下回ったことや、学校において修学旅行や宿泊を伴う学校行事、体験活動を中止したことなどによりまして教職員旅費が減額となったことなどによるものでございます。

次に、職員給与費につきましては、支給対象者が当初の見込みを下回ったことなどによりまして34億5,800万円余の減額となっております。

続きまして、(4)の繰越明許費についてでございますけれども、繰越明許費として41

億5,200万円余を計上したところでございます。これは主に、先ほど御説明いたしました新型コロナウイルス感染症対策などの取組を実施する事業や、その他県立学校における校内LAN環境の整備などにつきまして、事業費を翌年度に繰り越す必要が生じたものでございます。

続いて、3ページをお願いいたします。2の令和2年度高等学校等奨学金特別会計予算についてでございますけれども、奨学金の貸付者及び給付者数が当初の見込みを下回ったことなどから1億2,300万円余の減額を行ったものでございます。

4ページ及び5ページには、項目別の歳出内訳を記載してございます。

教育委員会の関係課が確認をいたしまして、内容に問題がなく、同意することが適当であることから、教育長が臨時に代理をし、2月16日付けで同意する旨の回答をしてございます。御承認のほど、よろしくをお願いいたします。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がございましたらお願いいたします。

近藤委員： 1ページ目の要求内容のところで、教育委員会新型コロナウイルス感染症対応事業の内容について、1点教えてください。

この中で、学校における保健衛生用品の購入や幼稚園におけるICT環境の整備の支援というのがあるのですけれども、幼稚園におけるICT環境の整備、コロナウイルス感染症対応との関係で、こういった環境を整えることについて教育委員会が支援をしようとしているのか、考えているのかというところを教えてください。

江原総務課長： ICT機器の購入に係る補助を実施いたしまして、通常の学校と同様の形でコロナウイルス感染症に対応していこうというものでございます。

津島総務官(県幼稚園・教育支援)： ICT機器もそうなのですが、マスクなどもあります。

長谷川教育次長： 基本的には、新型コロナウイルス感染症の中で、パソコンなどを使っての遠隔での連絡を行うにあたって、パソコンとかタブレットとか、Wi-Fi環境の整備の支援をしているという状況です。

近藤委員： この幼稚園というのは、公立の幼稚園を対象とした事業ということになるのですか。

津島総務官(県幼稚園・教育支援)： そうです。私立の部分は、別のところに入っているのです。

平川教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

( な し )

平川教育長： 以上で本件の審議を終わります。

採決に移ります。

原案に賛成の方は、挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

平川教育長： 全員賛成と認めます。

よって、本案は、原案どおり承認されました。

続きまして、先ほど公開しないと決定した議案について審議を行いますので、傍聴者の方は御退席をお願いいたします。

(14:05)

【非公開審議】

報 第2号 教職員人事について

県立学校教諭の建造物侵入に係る人事措置(懲戒免職)について、審議の結果、全員賛成により原案どおり承認した。

第1号議案 広島県教育委員会規則の一部改正について

広島県教育委員会規則の一部改正について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

第3号議案 教職員人事について

事務局及び学校等の定期人事異動について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

(15 : 20)